

## 1 調査の目的

ひとり親世帯等（母子世帯、父子世帯、両親のない子のいる世帯、寡婦世帯）の生活状況、生活意識等を調査し、ひとり親家庭等に対する福祉行を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象

平成 17 年国勢調査により設定された名古屋市内の調査区から、無作為に抽出した 2,000 地区を指定し、当該地区に居住する住民基本台帳の世帯構成等から調査対象世帯に該当する可能性がある世帯について、母子世帯及び寡婦世帯については各 1 世帯（該当世帯が存在しない場合を除く）を、父子世帯及び両親のない世帯については全世帯を対象とした。

## 3 調査方法

調査対象世帯に対して、郵送にて調査票を配布。調査対象世帯に該当するかどうかも含めて回答を依頼した。回収は郵送で行った。

## 4 調査項目

- (1) 世帯の状況について
- (2) ひとり親世帯となった当時の状況について
- (3) 住まいについて
- (4) 仕事について
- (5) 家計について
- (6) お子さんの教育等について
- (7) 生活等について
- (8) 福祉施策利用・受給状況について

## 5 調査の時期

調査基準日 平成 20 年 9 月 1 日

調査期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日

## 6 実施主体

名古屋市

## 7 集計・分析

調査結果の集計・分析は、株式会社サーベイリサーチセンター名古屋事務所に委託した。

## I 調査の概要

### 8 調査票の回収状況等

回収率は名古屋市全体で、母子世帯 47.1%（うち対象世帯 46.4%）、父子世帯 39.4%（うち対象世帯 19.7%）、両親のない子のいる世帯 48.1%（うち対象世帯 44.4%）、寡婦世帯 51.3%（うち対象世帯 17.4%）であった。

	母子世帯				父子世帯				両親のない子のいる世帯				寡婦世帯			
	抽出数	回収数			抽出数	回収数			抽出数	回収数			抽出数	回収数		
		全体	対象	対象外		全体	対象	対象外		全体	対象	対象外		全体	対象	対象外
千種区	150	64 42.7	61 40.7	3 2.0	65	28 43.1	10 15.4	18 27.7	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	166	79 47.6	25 15.1	54 32.5
東区	52	23 44.2	23 44.2	0 0.0	25	14 56.0	4 16.0	10 40.0	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	62	38 61.3	15 24.2	23 37.1
北区	147	59 40.1	58 39.5	1 0.7	74	30 40.5	17 23.0	13 17.6	6	3 50.0	3 50.0	0 0.0	147	70 47.6	24 16.3	46 31.3
西区	93	54 58.1	54 58.1	0 0.0	46	21 45.7	8 17.4	13 28.3	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	120	57 47.5	14 11.7	43 35.8
中村区	90	51 56.7	50 55.6	1 1.1	48	17 35.4	9 18.8	8 16.7	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	141	73 51.8	30 21.3	43 30.5
中区	89	36 40.4	36 40.4	0 0.0	45	14 31.1	7 15.6	7 15.6	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	89	42 47.2	15 16.9	27 30.3
昭和区	54	36 66.7	36 66.7	0 0.0	31	6 19.4	3 9.7	3 9.7	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	110	66 60.0	19 17.3	47 42.7
瑞穂区	70	38 54.3	37 52.9	1 1.4	30	12 40.0	6 20.0	6 20.0	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	93	52 55.9	16 17.2	36 38.7
熱田区	63	23 36.5	23 36.5	0 0.0	16	7 43.8	5 31.3	2 12.5	1	1 100.0	1 100.0	0 0.0	63	33 52.4	13 20.6	20 31.7
中川区	179	81 45.3	79 44.1	2 1.1	90	38 42.2	17 18.9	21 23.3	6	4 66.7	4 66.7	0 0.0	179	77 43.0	28 15.6	49 27.4
港区	102	44 43.1	44 43.1	0 0.0	51	19 37.3	11 21.6	8 15.7	7	2 28.6	2 28.6	0 0.0	102	52 51.0	20 19.6	32 31.4
南区	131	50 38.2	49 37.4	1 0.8	66	23 34.8	12 18.2	11 16.7	1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	131	64 48.9	23 17.6	41 31.3
守山区	125	58 46.4	57 45.6	1 0.8	55	24 43.6	14 25.5	10 18.2	4	2 50.0	1 25.0	1 25.0	125	77 61.6	33 26.4	44 35.2
緑区	170	76 44.7	75 44.1	1 0.6	85	28 32.9	14 16.5	14 16.5	2	1 50.0	1 50.0	0 0.0	170	92 54.1	28 16.5	64 37.6
名東区	133	67 50.4	67 50.4	0 0.0	55	24 43.6	13 23.6	11 20.0	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	155	81 52.3	19 12.3	62 40.0
天白区	142	83 58.5	82 57.7	1 0.7	66	29 43.9	17 25.8	12 18.2	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	147	72 49.0	25 17.0	47 32.0
名古屋市 合計	1,790	843 47.1	831 46.4	12 0.7	848	334 39.4	167 19.7	167 19.7	27	13 48.1	12 44.4	1 3.7	2,000	1,025 51.3	347 17.4	678 33.9

### 9 調査対象世帯の定義

調査基準日における次の世帯を調査対象とした。

#### (1) 母子世帯

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子と児童からなる世帯（母子以外に他の同居者がある場合を含む。）

#### (2) 父子世帯

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子と児童からなる世帯（父子以外に他の同居者がある場合を含む。）

#### (3) 両親のない子のいる世帯

20歳未満の児童により構成されている世帯、または父母以外の者が20歳未満の児童を養育している世帯

## (4) 寡婦世帯

配偶者のない40歳以上65歳未満の女子のみの世帯、またはそのような配偶者のない女子と20歳以上の子からなる世帯

(注)「配偶者のない」とは次の状態にあることをいう。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

- ア 配偶者と死別し、現に婚姻をしていない
- イ 離婚し、現に婚姻をしていない
- ウ 事故等により配偶者の生死が明らかでない（1年以上）
- エ 家出、蒸発等により配偶者から遺棄されている（1年以上）
- オ 配偶者が海外にいるためその扶養を受けることができない（1年以上）
- カ 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている（身体障害1、2級程度）
- キ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されている（1年以上）
- ク 婚姻によらないで母または父となり、現に婚姻をしていない

## 10 標本誤差

本調査の標本誤差（精度95%）は、次の公式により算出する。

$$\delta = 2 \sqrt{\frac{p(1-p)}{n}}$$

$\delta$  = 標本誤差

$p$  =  $n$ に対する回答割合

$n$  = 総標本数